

高 齡 者 福 祉 計 画

介 護 保 険 事 業 計 画

第8期(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

小 清 水 町

## 目 次

|    |                    |    |    |
|----|--------------------|----|----|
| 第1 | 計画の概要              |    |    |
| 1  | 計画策定の趣旨            | 1  | 1  |
| 2  | 計画の位置づけ            | 2  | 2  |
|    | (1) 法令等の根拠         | 2  |    |
|    | (2) 他の計画との関連       | 2  |    |
| 3  | 計画の期間              | 3  | 3  |
| 4  | 計画策定体制             | 3  | 3  |
|    | (1) 各種アンケートの実施     | 3  |    |
|    | (2) 審議会の開催         | 3  |    |
| 5  | 介護保険制度改正の内容        | 4  | 4  |
| 第2 | 高齢者の現状と将来          |    |    |
| 1  | 高齢者の現状             | 5  | 5  |
|    | (1) 高齢者人口の推移と推計    | 5  |    |
|    | (2) 高齢者世帯数の推移      | 6  |    |
|    | (3) アンケート調査にみる現状   | 7  |    |
| 2  | 要介護者等の現状と将来        | 12 | 12 |
|    | (1) 被保険者の現状        | 12 |    |
| 第3 | 計画の基本理念・基本目標       |    |    |
| 1  | 計画の基本理念            | 13 | 13 |
| 2  | 計画の基本目標            | 14 | 14 |
| 3  | 施策の体系              | 15 | 15 |
| 第4 | 施策の展開              |    |    |
| 1  | 計画推進の取組            | 16 | 16 |
|    | (1) サービスの基盤整備と質の向上 | 16 |    |
|    | (2) 安全・安心な暮らしの推進   | 18 |    |
|    | (3) 介護予防と健康づくりの推進  | 21 |    |
|    | (4) 高齢者の社会参加の推進    | 27 |    |
|    | (5) 認知症高齢者対策の推進    | 28 |    |
|    | (6) 医療と介護の連携の推進    | 28 |    |
| 2  | 介護保険サービスの現状と見込     | 29 | 29 |
|    | (1) 介護給付等サービス      | 29 |    |
|    | (2) 地域支援事業         | 35 |    |
|    | (3) 給付費用の見込み       | 36 |    |

|    |                  |       |    |
|----|------------------|-------|----|
| 第5 | 介護保険料            | ..... | 38 |
| 1  | 介護保険事業費の財源       |       | 38 |
| 2  | 介護保険料            |       | 39 |
| 第6 | 計画推進に向けて         | ..... | 41 |
| 1  | 推進体制             |       | 41 |
| 2  | 高齢者施策を行う他の部門との連携 |       | 41 |

## 第1 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

---

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、健康づくりや寝たきり予防などの施策の充実を図り、たとえ介護を必要とする状態になっても、必要なサービスを利用し、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが総合的・一体的に提供され、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度から始まりました。

小清水町では、平成30年3月に平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第7期小清水町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、その計画に基づいて「介護予防の推進」を重点に「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んできました。

小清水町の令和2年3月末現在での高齢化率は37.6%であり、およそ3人に1人が高齢者となっていますが、高齢化の更なる進行は本町においても例外ではありません。いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7年(2025年)を目前にひかえ、更にその先を展望すると、総人口・現役世代人口がともに減少していく中で、高齢人口はピークに近づき介護サービス利用者は増え続け、持続可能な介護サービスの提供を確保していくことが求められます。

このため、令和3年度からスタートする第8期計画では、こうした中・長期的な将来も見据えつつ、町の実情や課題に対応した目標を設定し、自立支援・重度化防止の取組を推進するとともに、必要なサービス量や取り組むべき施策を明らかにするなど、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの推進を目指す計画とします。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、高齢者の健康増進及び福祉ニーズ、介護保険サービスの事業量等を明らかにし、高齢者に対するサービスの供給体制を計画的、効率的に整備し事業を展開する取り組みを進めていきます。

### (2) 他の計画との関連

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者の保健福祉及び介護に関する各種サービスについて、その計画量やサービス提供体制の確保等に関する事項を定め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するために策定するものです。

このため、第6次小清水町総合計画（令和2年～令和11年）をはじめ、小清水町地域福祉計画等の福祉・保健・医療に関する各種計画やまちづくり政策のほか、北海道が策定する「医療計画」や「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」と連携し、整合性を図って事業の推進を目指します。

#### 老人福祉法

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

#### 介護保険法

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

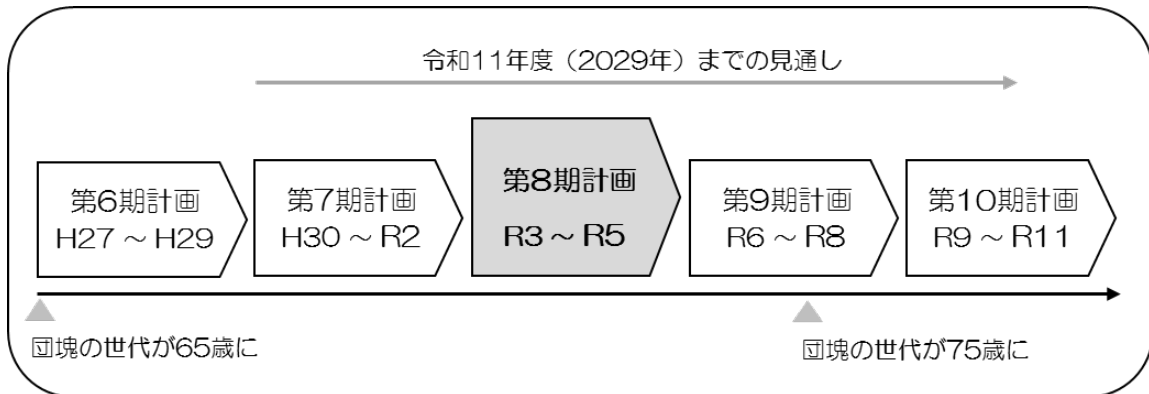
9 市町村介護保険計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

### 3 計画の期間

第8期介護保険事業計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

団塊の世代が75歳となる令和7年度に向け、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた取り組み等を本格化していくための計画となります。



### 4 計画策定体制

#### (1) 各種アンケートの実施

高齢者の保健福祉は、町民の生活に密着した課題であり、町民の方の意見を反映できるように、本計画の策定にあたり、65歳以上を対象とした「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、サービスに対する要望や、高齢者の現状、介護予防、健康づくり、日常生活、生きがいづくりに関する意向等について把握しました。

また、第5期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しにあたっての住民のまちづくりに対する考え（生活の満足度、定住意向、結婚・出産等に関する意識、地元就職の希望、町の魅力、防災に関する意識、健康づくり、庁舎建設への関心等）を把握するため、18歳以上を対象に実施した町民アンケート調査の結果も参考にします。

#### (2) 審議会の開催

本計画は、保健・医療・福祉の関係者や被保険者の代表等により構成する「小清水町介護保険運営審議会」において、計画内容について審議いただきました。

## 5 介護保険制度改正の主な内容

令和2年度（2020年度）に、地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部改正が行われました。全ての人々が地域において生きがいを持って暮らしていくために、必要な支援を包括的に確保するという理念に基づきます。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

### 【介護報酬改定に関する事項】

- (1) 感染症や災害への対応力強化  
感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築
- (2) 地域包括ケアシステムの推進  
住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
- (3) 自立支援・重度化防止の取組の推進  
制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
- (4) 介護人材の確保・介護現場の革新  
喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
- (5) 制度の安定性・持続可能性の確保  
必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

## 第2 高齢者の現状と将来

### 1 高齢者の現状

#### (1) 高齢者人口の推移と推計

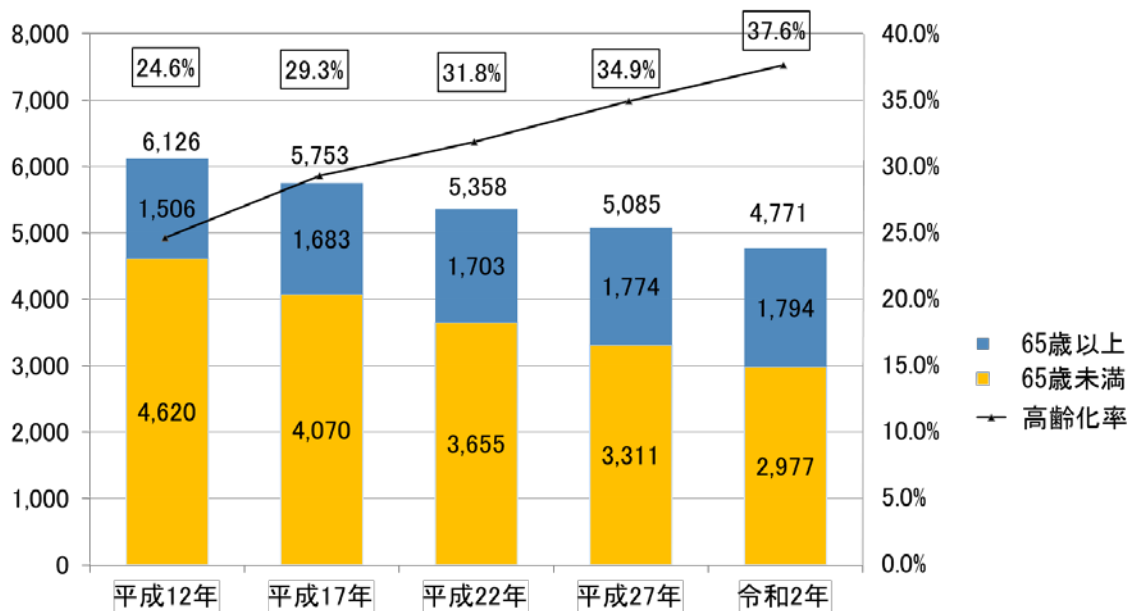
本町における高齢者人口（65歳以上）は、減少傾向にある総人口に対し、増加傾向にあります。

令和2年3月末現在の高齢者人口は1,794人で、高齢化率は37.6%となっており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度には、高齢化率が40%に迫る見込みです。

#### 高齢者人口の推移

|         | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口     | 6,216 | 5,753 | 5,358 | 5,085 | 4,771 |
| 65歳以上人口 | 1,506 | 1,683 | 1,703 | 1,774 | 1,794 |
| 高齢化率    | 24.6% | 29.3% | 31.8% | 34.9% | 37.6% |

国勢調査 住民基本台帳





## 高齢者人口の推計

|        | 実績    |       |       | 推計    |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和7年  |
| 総人口    | 4,897 | 4,834 | 4,771 | 4,706 | 4,640 | 4,575 | 4,444 |
| 65歳以上  | 1,786 | 1,790 | 1,794 | 1,783 | 1,773 | 1,762 | 1,741 |
| 65-74歳 | 801   | 805   | 809   | 785   | 760   | 736   | 687   |
| 75歳以上  | 985   | 985   | 985   | 998   | 1,013 | 1,026 | 1,054 |
| 高齢化率   | 36.5% | 37.0% | 37.6% | 37.8% | 37.8% | 38.5% | 39.1% |
| 40-64歳 | 1,577 | 1,544 | 1,510 | 1,482 | 1,454 | 1,426 | 1,370 |

## (2) 高齢者世帯数の推移

高齢者人口の増加に伴い、65歳以上の方のいる世帯も年々増加しており、令和2年3月末現在で58.6%となっています。

世帯の構成では、全世帯のうち夫婦のみ世帯が占める割合は19.7%、同じく単身世帯が占める割合は20.6%となっています。

### 高齢者いる世帯の推移

|              | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総世帯数         | 2,142 | 2,136 | 2,065 | 2,033 | 2,078 |
| 65歳以上の方のいる世帯 | 988   | 1,059 | 1,075 | 1,113 | 1,218 |
| 総世帯に占める割合    | 46.1% | 49.6% | 52.1% | 54.7% | 58.6% |
| 夫婦のみの世帯      | 264   | 386   | 379   | 317   | 409   |
| 単身世帯         | 180   | 214   | 241   | 273   | 428   |

国勢調査

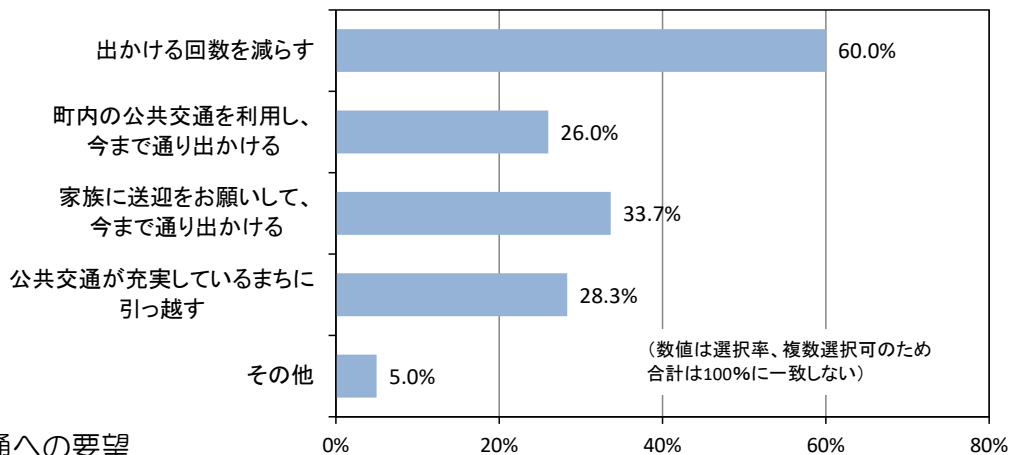
住民基本台帳

### (3) アンケート調査にみる現状

まちづくりに関する町民アンケート（18歳以上の町民から年齢・性別バランスを考慮して無作為抽出）結果は次のとおりです。（関連部分抜粋）

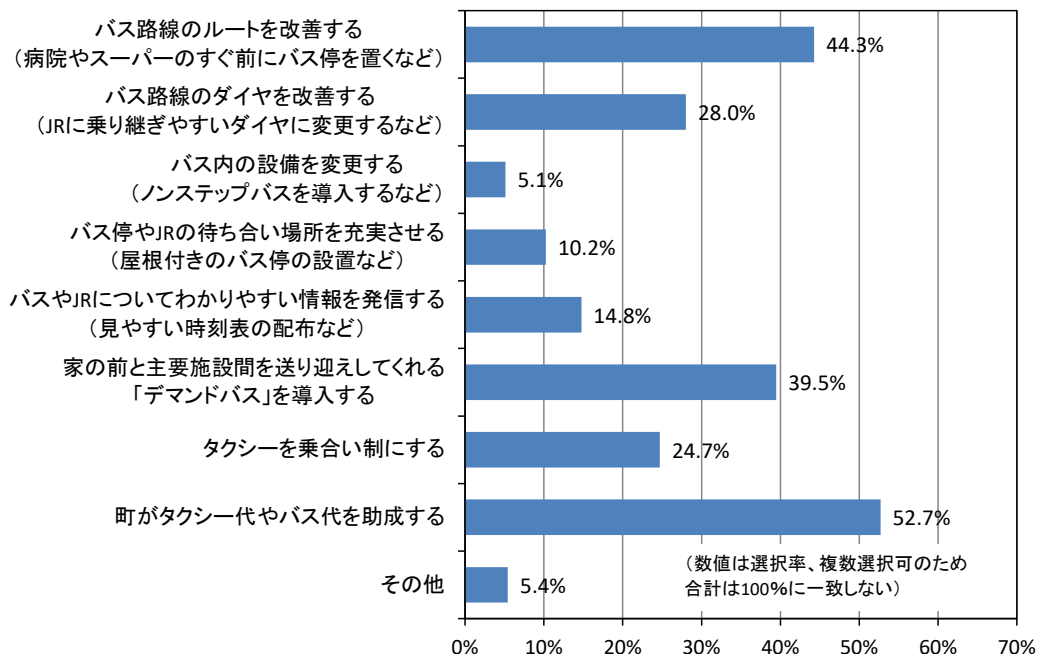
#### ○車の運転が出来なくなった場合の意向

ふだん運転している方に、今後運転できなくなった場合どうするか、3つまで選択していただいたところ、「出かける回数を減らす（60%）」が最も多く、他の項目の割合は30%前後を示しています。



#### ○公共交通への要望

町内の公共交通がどのように変わればより安心、便利に暮らせるか、3つまで選択いただいたところ、「町がタクシー代やバス代を助成する（53%）」が最も多く、次いで「バス路線のルートを改善する（病院やスーパーのすぐ前にバス停を置くなど）（44%）」や「家の前と主要施設間を送り迎えしてくれる「デマンドバス」を導入する（40%）」が多くなっています。

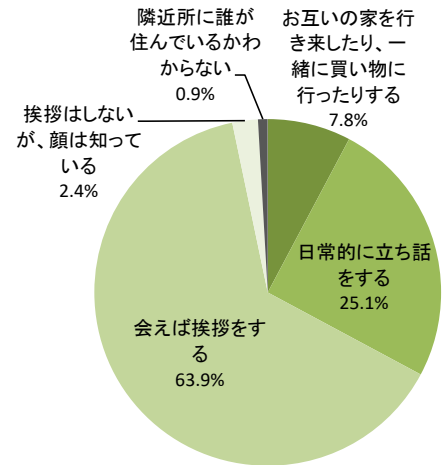


### ○隣近所との付き合い

「あなたは隣近所とどのくらい付き合いがありますか」との設問に対し、「会えば挨拶をする」が最も多く64%を占めました。

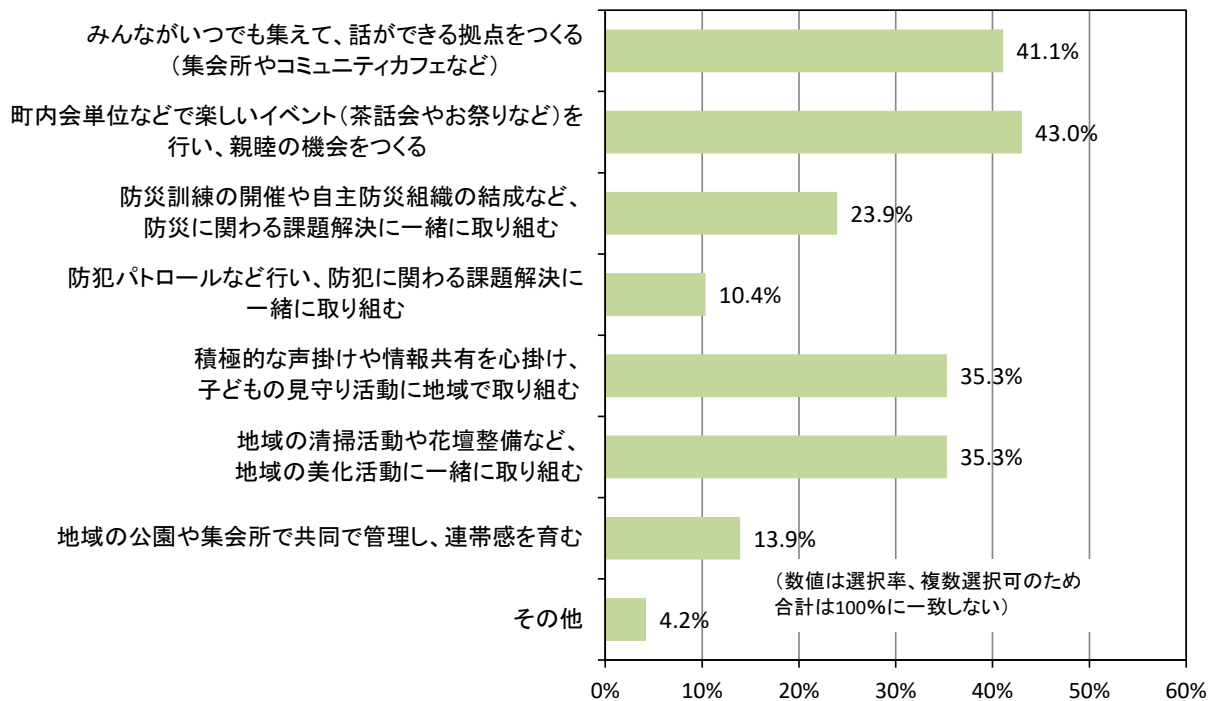
|                            | 回答数 | 構成比    |
|----------------------------|-----|--------|
| お互いの家を行き来したり、一緒に買い物に行ったりする | 26  | 7.8%   |
| 日常的に立ち話をする                 | 84  | 25.1%  |
| 会えば挨拶をする                   | 214 | 63.9%  |
| 挨拶はしないが、顔は知っている            | 8   | 2.4%   |
| 隣近所に誰が住んでいるかわからない          | 3   | 0.9%   |
| 合計                         | 335 | 100.0% |

無回答を除く



### ○住民同士の信頼感を高めるためのきっかけ

回答者の地域において、住民同士の信頼感や助け合い意識を維持・高めるためには、どのようなきっかけが必要か、3つまで選択いただいたところ、「町内会単位などで楽しいイベント（茶話会やお祭りなど）を行い、親睦の機会をつくる（43%）」が最も多く、次いで「みんながいつでも集えて、話ができる拠点をつくる（集会所やコミュニティカフェなど）（41%）」が多く占めています。

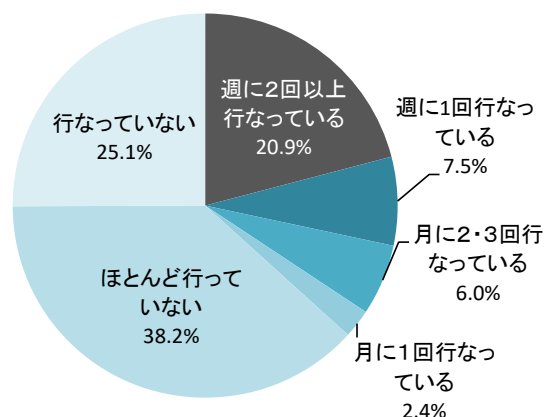


## ○運動習慣

「あなたの運動習慣について教えてください」との設問に対し、「ほとんど行っていない」が38%と最も多くなっています。次いで「行っていない」が25%を占めています。

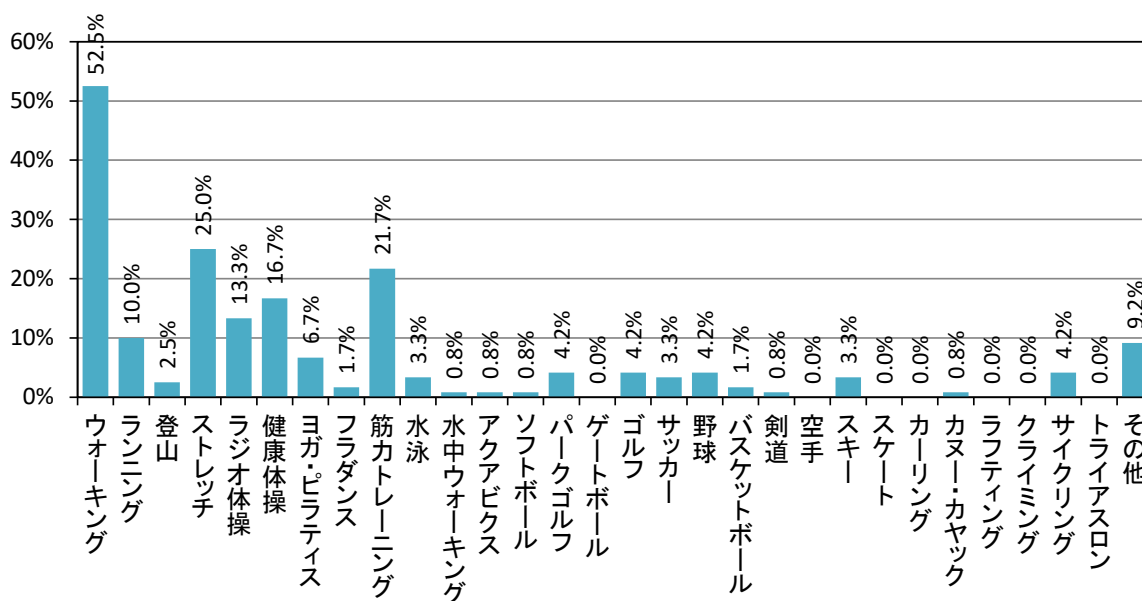
|             | 回答数 | 構成比    |
|-------------|-----|--------|
| 週に2回以上行っている | 70  | 20.9%  |
| 週に1回行っている   | 25  | 7.5%   |
| 月に2・3回行っている | 20  | 6.0%   |
| 月に1回行っている   | 8   | 2.4%   |
| ほとんど行っていない  | 128 | 38.2%  |
| 行っていない      | 84  | 25.1%  |
| 合計          | 335 | 100.0% |

無回答を除く



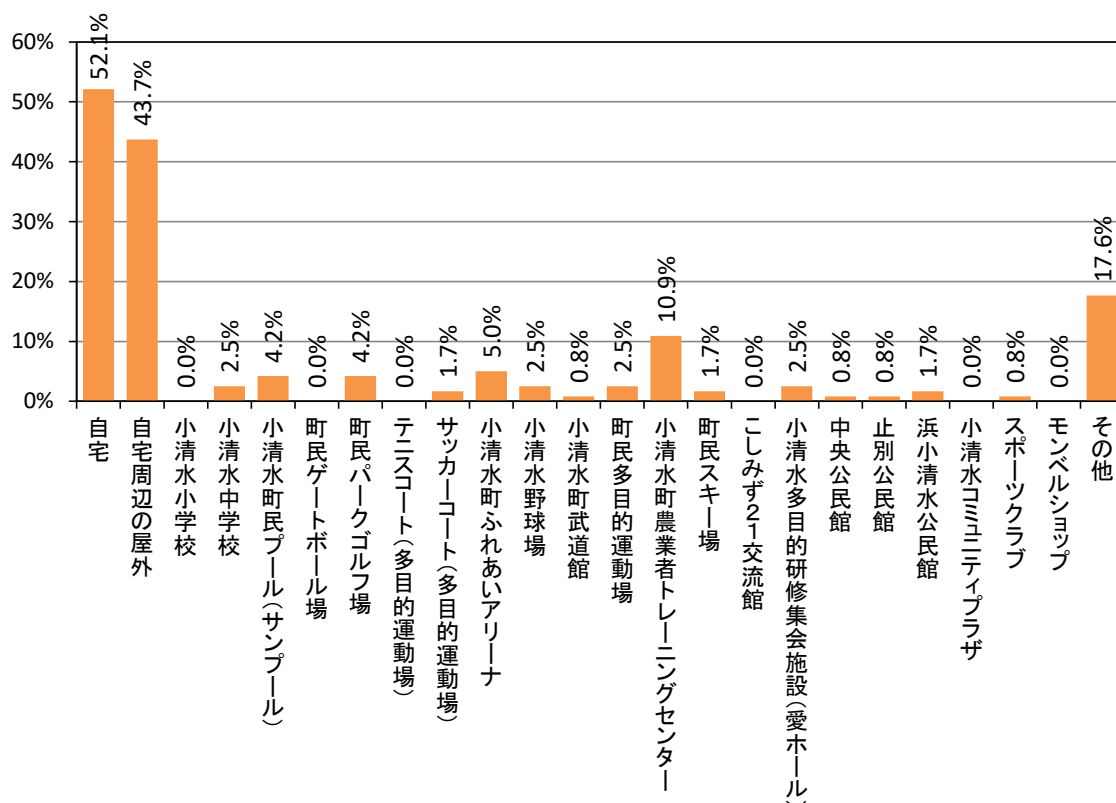
## ○運動種目

運動を「週に2回以上行っている」「週に1回行っている」「月に2・3回行っている」「月に1回行っている」とお答えの方に、その運動種目について3つまで選択していただいたところ、「ウォーキング（53%）」が最も多くなりました。次いで「ストレッチ（25%）」や「筋力トレーニング（22%）」が多くなっています。



## ○運動場所

運動を「週に2回以上行っている」「週に1回行っている」「月に2・3回行っている」「月に1回行っている」とお答えの方に、その運動場所について3つまで選択していただいたところ、「自宅(52%)」が最も多くなりました。次いで「自宅周辺の屋外(44%)」が多くなっています。

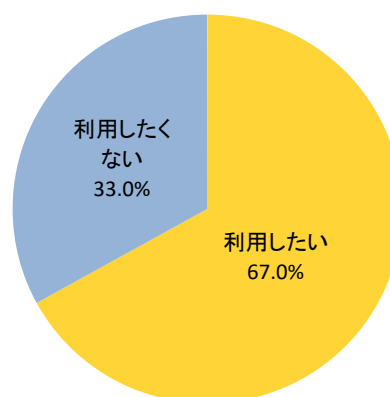


## ○スポーツクラブの利用意向

「ご自宅や職場の近くにスポーツクラブがあればご利用されますか」との設問に対し、「利用したい」が67%を占めました。

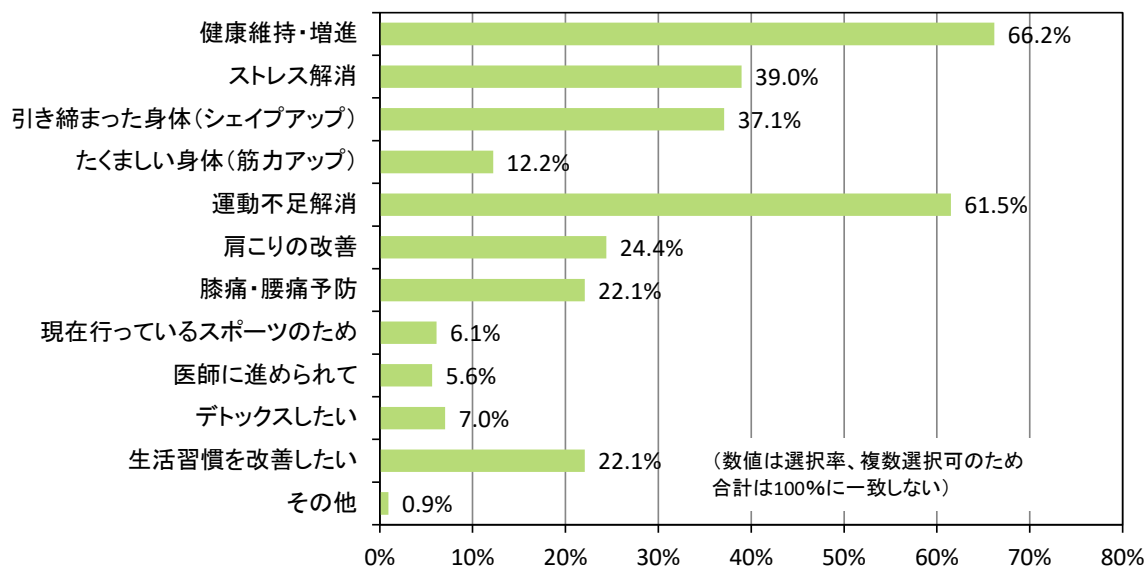
|         | 回答数 | 構成比    |
|---------|-----|--------|
| 利用したい   | 215 | 67.0%  |
| 利用したくない | 106 | 33.0%  |
| 合計      | 321 | 100.0% |

無回答を除く



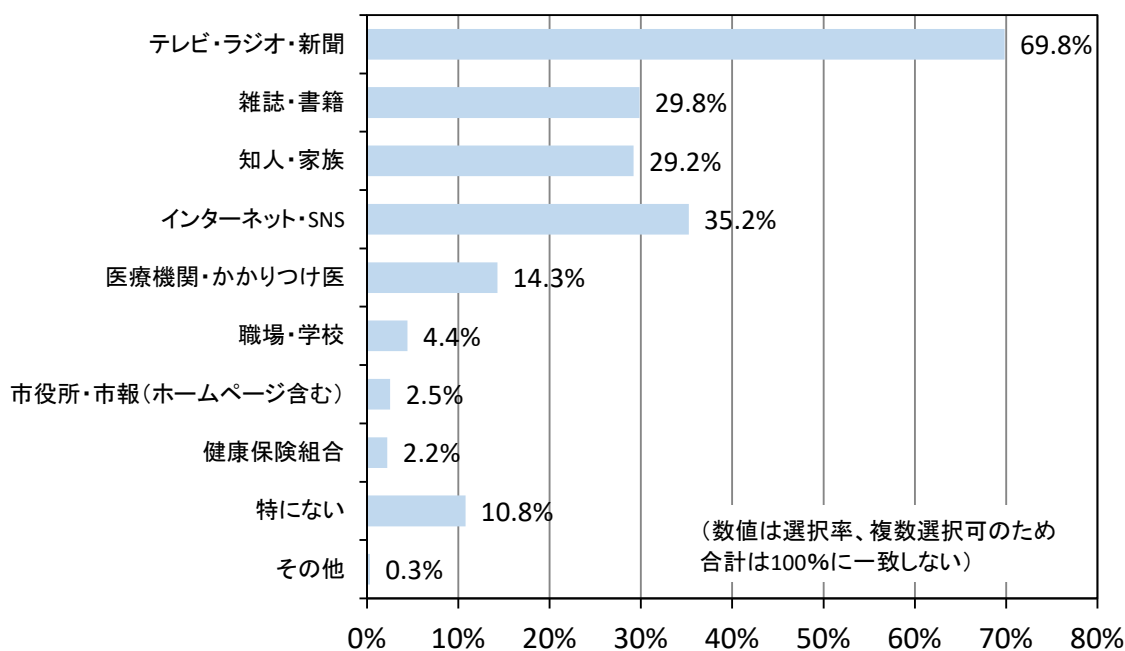
### ○スポーツクラブの利用目的

スポーツクラブを「利用したい」とお答えの方に、利用目的としてあてはまるものすべてを選択していただいたところ、「健康維持・増進（66%）」が最も多く、次いで「運動不足解消（62%）」となりました。



### ○健康情報の取得方法

健康情報の取得方法としてあてはまるものすべてを選択していただいたところ、「テレビ・ラジオ・新聞(70%)」が最も多く、次いで「インターネット・SNS(35%)」となりました。



## 2 要介護者等の現状と将来

### (1) 要介護等認定者数の実績と推計

本町における要介護認定者数・認定率は、今後の増加が見込まれます。

#### 認定者数(第1号被保険者)の実績と推計

|         | 実 績    |       |       | 推 計   |       |       |       |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 認定者数(人) | 381    | 364   | 353   | 351   | 358   | 368   | 372   |
| 要支援1    | 70     | 64    | 53    | 57    | 58    | 61    | 59    |
| 要支援2    | 40     | 41    | 41    | 44    | 44    | 46    | 46    |
| 要介護1    | 72     | 71    | 78    | 75    | 77    | 77    | 81    |
| 要介護2    | 68     | 52    | 57    | 56    | 57    | 58    | 60    |
| 要介護3    | 50     | 57    | 45    | 44    | 46    | 47    | 48    |
| 要介護4    | 52     | 52    | 51    | 48    | 49    | 51    | 51    |
| 要介護5    | 29     | 27    | 28    | 27    | 27    | 28    | 27    |
| 認定率     | 21.3%  | 20.3% | 19.7% | 19.7% | 20.2% | 20.9% | 21.4% |

※年度平均値 令和2年度は見込み値

#### 認定者数(第2号被保険者)の実績と推計

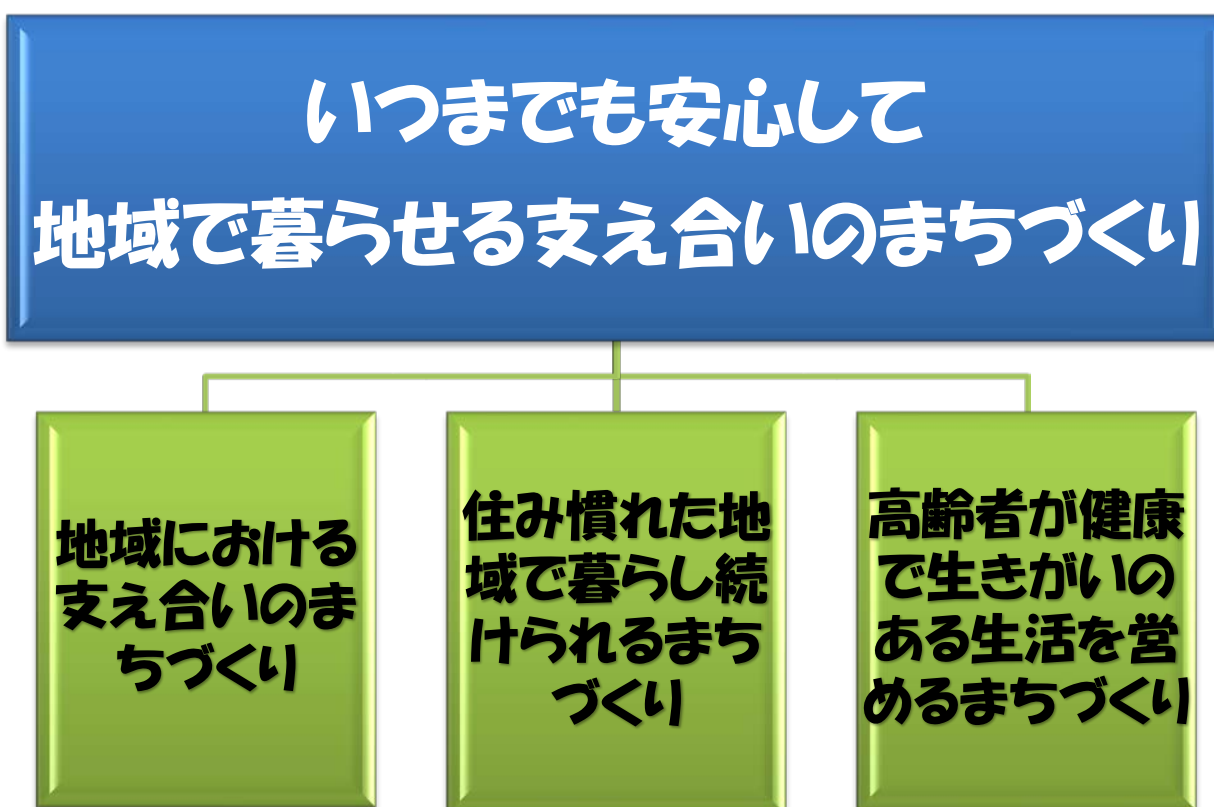
|         | 実 績    |       |       | 推 計   |       |       |       |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 認定者数(人) | 4      | 3     | 4     | 5     | 5     | 5     | 5     |
| 要支援1    | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 要支援2    | 2      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 要介護1    | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 要介護2    | 1      | 1     | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 要介護3    | 0      | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 要介護4    | 0      | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 要介護5    | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 第3 計画の基本理念・基本目標

#### 1 計画の基本理念

小清水町総合計画では、「未来につながるまちづくり ～みんなで創る ずっと住みたい 大自然のまち～」を将来像に掲げ、地域福祉や高齢者福祉分野については、「だれもが健やかに暮らせるまち」が掲げられています。

これは「地域における支え合いのまちづくり」、「住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり」、「高齢者が健康で生きがいのある生活を営めるまちづくり」であり、小地域ネットワークの形成等「お互いに支え合う」つながりづくりが重要と考えます。





## 2 計画の基本目標

### (1) サービスの基盤整備と質の向上

介護を必要とする高齢者やその家族等の状況を踏まえた質の高い介護サービスが、総合的・一体的に提供されるよう、人材確保を図りながら支援します。

また、介護給付の適正化に取り組み、持続可能な介護保険事業を確保するよう取り組みます。

### (2) 安全・安心な暮らしの推進

今後も単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことになり、多様な生活上の支援が必要となります。

高齢になっても、地域や社会の中で安全に安心して暮らすことができるよう、見守りや在宅福祉サービス等、高齢者の日常生活の支援を推進します。

### (3) 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が健康で日常生活を送ることができるよう、健康教室や介護予防を推進し、健康の保持増進、自立支援・重度化防止に取り組みます。

### (4) 高齢者の社会参加の推進

高齢になっても生きがいを持った生活を送ることができるよう、豊富な経験や知識、特技等を活かすことのできる社会活動等、社会参加の活動ができるよう推進します。

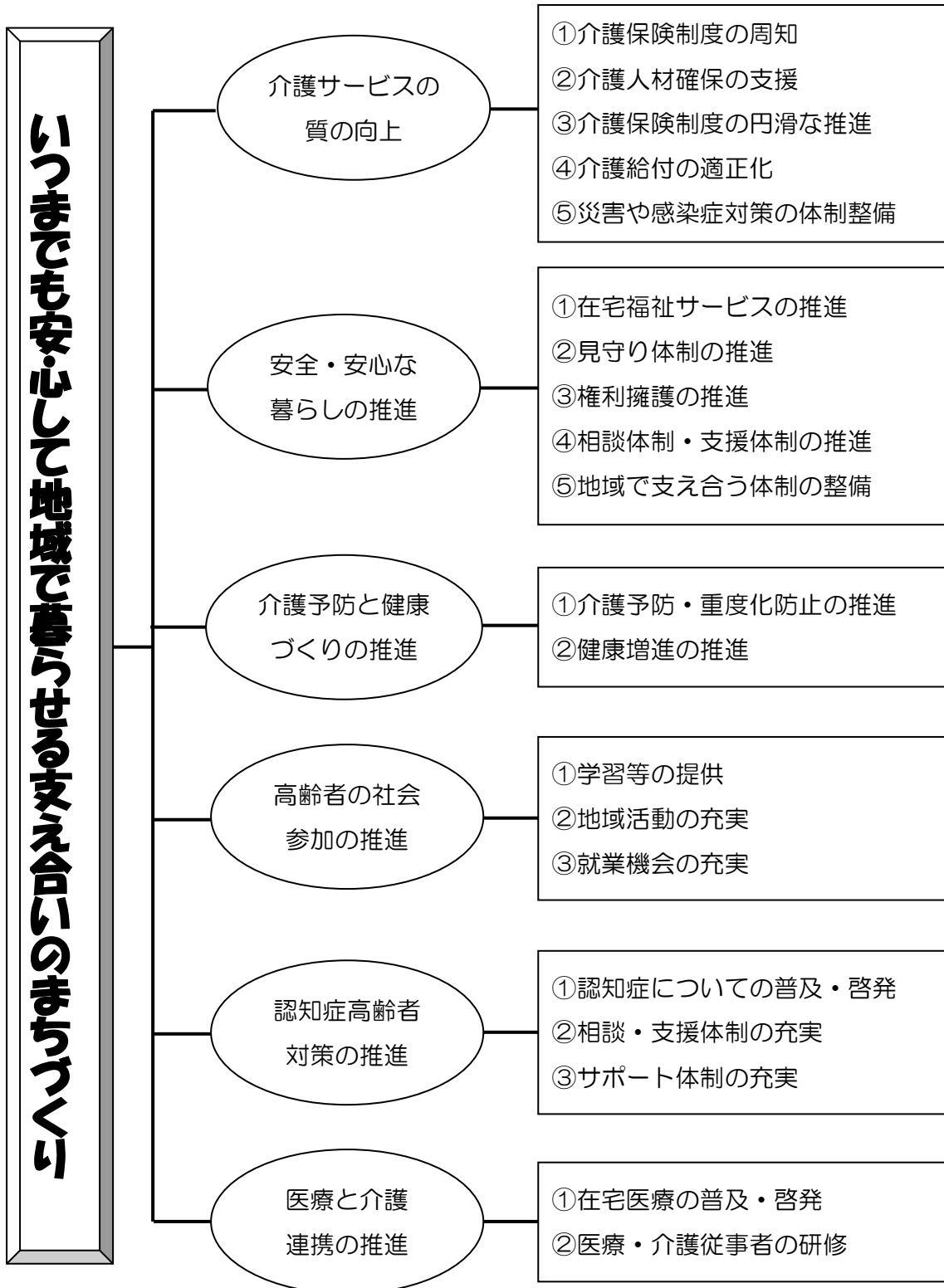
### (5) 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症への理解を深め、認知症高齢者やその家族に対する支援体制の充実を図り、認知症の早期診断・早期対応、行方不明時の支援体制等、認知症高齢者の支援を推進します。

### (6) 医療と介護連携の推進

高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすことができるよう、医療と介護連携体制の充実を図り、在宅介護の支援を推進します。

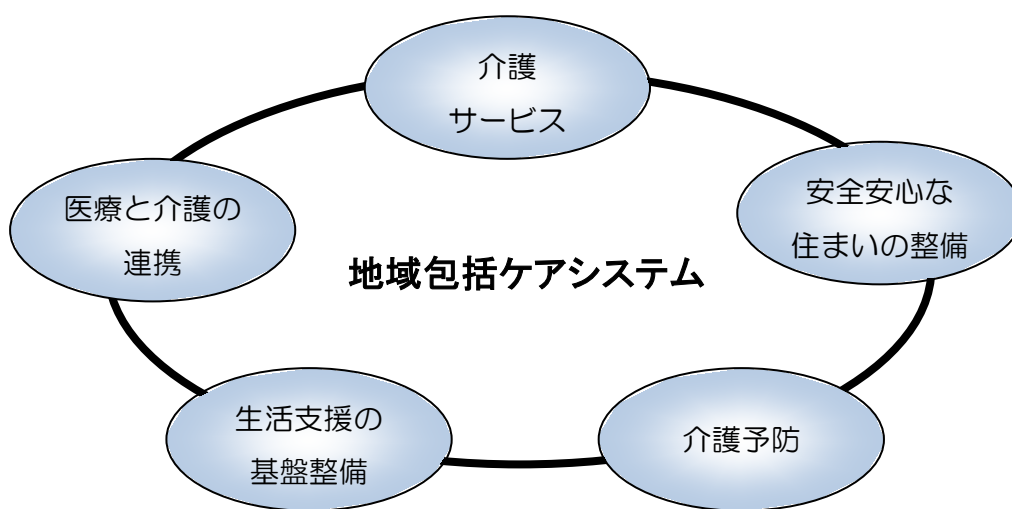
### 3 施策の体系



## 第4 施策の展開

### 1 計画推進の取組

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して送ることができるよう、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを推進します。



#### (1) サービスの基盤整備と質の向上

##### ① 介護保険制度の周知

制度の理解を深めるため、介護保険制度に関するパンフレット等を介護保険料納入通知書や第1号被保険者資格取得時の送付物に同封し、啓発を図ります。

また、多岐に渡るサービスを分かりやすくまとめた情報の提供に努めます。

##### ② 介護人材確保の推進

高齢化が進む中、介護福祉分野における恒常的な人材不足を解消し、安定的な人材を確保するため、養成学校の校外実地研修に対する宿泊施設の確保と費用の助成を行います。また、介護人材の質の向上も喫緊の課題であり、スキルアップ等の各種研修機会の周知等、関係機関と連携した効果的な取り組みを検討します。

### ③ 介護保険制度の円滑な推進

要介護者の審査判定業務を行うため、市町村に介護認定審査会を設置することとなっています。本町の場合は、審査会委員の確保や、広域的に公平な審査判定が確保されること、事務の効率化・経費削減が図られること等の観点から、この審査会を近隣の網走市・斜里町・清里町の1市3町共同で設置しています。今後も、十分に連携を図り、共同して円滑な運営に努めます。

また、利用者の立場に立ったサービスや情報提供が行われるよう、地域密着型サービス事業所に加え、北海道から権限委譲された居宅介護支援事業所に対し、実地指導等を行い、適切な助言・指導を行います。

### ④ 介護給付の適正化

適切なサービスを確保し、持続的な介護保険運営が図られるよう、給付の適正化に取り組みます。

- ・訪問調査状況チェックを通じて「要介護認定の適正化」を図ります。
- ・「ケアプランの点検」を通じてケアプラン作成支援・指導を行います。
- ・「住宅改修等の点検」を実施し、施工状況や利用必要性を確認します。
- ・国保連合会との連携により「縦覧点検・医療情報との突合」を実施し、請求内容をチェックします。

### ⑤ 災害や感染症対策の体制整備

日頃から介護事業所などと連携し、災害における避難訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生時に備えた研修や感染症対策に必要な物資の備蓄、調達の整備について、北海道及び庁内関係部署と連携しながら取り進めます。

また、感染症予防による外出を控える高齢者の孤立と生活不活発防止を図るため、居宅においても健康を維持するために必要な情報を積極的に周知し、介護予防の推進を図ります。

## (2) 安全・安心な暮らしの推進

### ① 在宅福祉サービスの推進

高齢者が自立した生活を営むことができるよう、また、介護をする家族が安心して介護を継続していけるよう支援します。

一部事業については、町の補助事業として小清水町社会福祉協議会が実施しています。

| 事業名             | 事業概要  |
|-----------------|---|
| 軽度生活支援事業        | 要支援認定を受けている方に、ヘルパー等を派遣し、通院や買い物等の日常生活の支援を行います。                         |
| 配食サービス          | 調理等食事の支度が困難な高齢者の方に、定期的に訪問し、食事（お弁当）の提供と、安否の確認を行います。                    |
| 外出支援サービス        | 高齢者等が町内に診療科のない町外医療機関を受診する際に、自宅から町外医療機関までの移動にタクシーを利用する場合の利用料の一部を助成します。 |
| 高齢者等タクシー利用料給付事業 | 高齢者等が町内における日常生活の移動にタクシーを利用する場合の利用料の一部を助成します。                          |
| 寝具乾燥サービス        | 寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、年2回寝具の乾燥を行います。                                      |
| 除雪サービス          | 除雪が困難な高齢者世帯等に、生活路等の確保のために除雪を行います。                                     |
| 緊急通報システム事業      | 高齢者世帯等に、急病や災害等の緊急時に連絡できる装置を設置し、救助体制を整備します。                            |

| 事業名         | 事業概要  |
|-------------|---|
| 家族介護用品支給事業  | 在宅で寝たきり等の高齢者を介護する家族に対し、介護に必要な紙おむつ等の介護用品に係る購入費用の一部を助成します。        |
| 家族介護慰労金支給事業 | 要介護3以上の認定を受けている方で、過去1年間介護保険サービスを利用せずに在宅で介護をしている家族の方に、慰労金を支給します。 |
| 高齢者見守り支援事業  | 高齢者世帯等を定期的に訪問し、安否の確認を行います。                                      |

## ② 見守り体制の推進

安否確認のための見守りではなく、様々な生活支援サービスと連携し、一体的な見守りサービスの提供と、地域住民等との連携ができるネットワークの構築に取り組みます。

## ③ 権利擁護の推進

### ア. 成年後見制度の推進

認知症等により判断能力が低下している方の権利を守り、安心した日常生活が送れるよう、成年後見制度の普及・啓発を推進し、制度活用に関する相談支援を行います。

また、成年後見制度の利用について、申立てを行える親族がない場合等、町長申立てを行い、必要な方に対し後見報酬の助成を行います。

### イ. 高齢者虐待の防止

高齢者への虐待防止、早期発見、早期対応及び再発防止のための関係者間のネットワークを構築し、相談体制の充実を図ります。

## ④ 相談体制・支援体制の充実

### ア. 総合相談

地域の身近な総合相談窓口として、高齢者の支援に係る相談のみならず、65歳未満の障がいを持つ方等、多岐にわたる相談や多様なニーズに対し、総合相談窓口業務の役割を果たし、関係機関・制度・サービス等につなぎ、継続的・専門的

な相談支援を行います。

また、地域の民生児童委員、関係機関・職種との連携により、支援を必要とする高齢者等の把握に努め、必要な支援が受けられるように対応するとともに、相談内容を適切に把握し、課題解決に向けた継続的な支援の充実を図ります。

#### イ. 地域ケア会議

高齢者、障がい者等に関する保健、医療、福祉等の各種サービスを総合的に推進し、包括的・継続的ケアを実現するため、「地域ケア推進会議」「地域ケア個別会議」を必要時開催し、関係機関・職種との連携の強化、地域包括ケアシステムの構築に必要な意見交換・情報交換等を実施します。また、個別のケース支援を通して、地域の課題抽出・社会資源の発見等を視点に、地域の保健・医療・福祉等の各種サービスの現状と問題点等を検証し、よりよい支援体制の推進を図ります。

#### ⑤ 地域で支え合う体制の整備

生活支援体制整備事業を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、地域住民や町内会・老人クラブ・ボランティア等の多様な主体と連携し、地域の視点で支え合う仕組みづくりを進めます。

住民主体による生活支援コーディネーターを配置し、様々な地域の課題把握と課題解決に向け、住民主体による体制づくりを構築していけるよう協議体を設置し、関係者による情報共有と連携を図ります。

### (3) 介護予防と健康づくりの推進

#### ① 介護予防の推進

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減・悪化の防止の推進に当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護またその状態が可変であるというように、連続的にとらえ支援するという考えに立ち、リハビリテーション専門職や歯科衛生士等の幅広い医療専門職の関与を得て、高齢者の「心身機能」、「活動」、「参加」からなる生活機能を向上させる必要があります。

健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、各教室等開催時に介護予防に関する勉強会を実施し、介護予防の知識の普及・啓発に取り組むほか、介護予防・重度化防止を目的とした運動教室等を実施し、住民主体による継続した活動へつながるよう、育成や支援に取り組み、通いの場の拡充に努めます。

- ◎いきいき100歳体操の推進
- ◎楽しく運動教室の推進
- ◎ヘルスアップ教室の推進
- ◎元気教室の継続実施

#### ② 健康増進の推進

高齢者がいつまでも元気で生活を営むことができるよう、健康への意識を高めるとともに、健康維持について啓発を推進します。

また、若年期からの生活習慣病及び高齢期の健康増進、生活機能低下の予防・維持・向上の観点から連続性のある事業に取り組むほか、令和5年度に供用開始予定の新庁舎に併設する健康増進施設設備の活用を見据え、新たな事業の展開を研究します。



## ア. 健康教育

高齢者の生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防、その他心身の健康に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣の改善に向けて自ら実践できるよう健康教育を実施します。

### ◎特定保健指導

40歳以上75歳未満を対象に、特定健康診査の結果に基づき、内臓脂肪症候群の該当者、予備群の減少を目的とした特定保健指導を実施します。

単位：人・%

| 区分  |    | 実績     |       | 見込    |
|-----|----|--------|-------|-------|
|     |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 実施数 | 計画 | 24     | 29    | 35    |
|     | 実績 | 29     | 20    | 20    |
| 実施率 | 計画 | 40.0%  | 45.0% | 50.0% |
|     | 実績 | 39.2%  | 28.2% | 30.4% |

### ◎集団健康教育

生活習慣病の予防や介護を要する状態となることの予防、その他の健康づくりのために、総合相談係と連携して、自治会や老人クラブ等の団体を対象に健康教育を実施します。

単位：回、人/年

| 区分  |    | 実績     |       | 見込    |
|-----|----|--------|-------|-------|
|     |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 回数  | 計画 | 30     | 30    | 30    |
|     | 実績 | 32     | 31    | 16    |
| 延人員 | 計画 | 490    | 495   | 500   |
|     | 実績 | 605    | 492   | 240   |

## イ. 健康相談

高齢者の心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行うために、年間を通し各種の相談業務を実施します。

### ◎重点健康相談

糖尿病、高血圧、脂質異常症、歯周疾患、骨粗しょう症等、重点課題を設定して相談を受けます。

単位:回、人/年

| 区分  |    | 実績       |       | 見込      |
|-----|----|----------|-------|---------|
|     |    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 回数  | 実績 | 334      | 353   | 250     |
| 延人員 |    | 662      | 610   | 350     |

### ◎総合健康相談

心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に相談を受けます。

単位:回、人/年

| 区分  |    | 実績       |       | 見込      |
|-----|----|----------|-------|---------|
|     |    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 回数  | 実績 | 71       | 120   | 50      |
| 延人員 |    | 165      | 226   | 60      |

## ウ. 健康診査

心臓疾患や脳血管疾患、糖尿病、がん疾患等の早期発見と予防対策及び予防意識の高揚を目的として、これら疾患の疑いのある方に対し、適切な治療に結び付け、壮年期からの自身の健康に対する意識を高め、生活習慣の改善に結びつけていきます。

### ◎生活習慣病等健康診査

生活習慣病の予防のために、基本的な事項について健康診査を実施します。

単位：人、%

| 区分                        |      |    | 実績       |       | 見込      |
|---------------------------|------|----|----------|-------|---------|
|                           |      |    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 特定健診<br>(40-74 歳)<br>(国保) | 受診者数 | 計画 | 527      | 580   | 630     |
|                           |      | 実績 | 523      | 541   | 398     |
|                           | 受診率  | 計画 | 40.0%    | 45.0% | 50.0%   |
|                           |      | 実績 | 41.5%    | 42.1% | 33.9%   |
| 後期高齢者健診<br>(75 歳以上)       | 受診者数 | 計画 | 70       | 70    | 60      |
|                           |      | 実績 | 52       | 48    | 32      |
| 生活習慣病健診<br>(39 歳以下)       | 受診者数 | 計画 | 90       | 90    | 90      |
|                           |      | 実績 | 86       | 105   | 74      |
|                           | 受診率  | 計画 | 10.0%    | 11.0% | 11.0%   |
|                           |      | 実績 | 10.2%    | 13.1% | 9.8%    |

### ◎骨粗しょう症、歯周疾患検診

骨量減少者の早期発見・予防及び高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として各種検診を実施します。

単位：人、%

| 区分       |    | 実績       |       | 見込      |
|----------|----|----------|-------|---------|
|          |    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 骨粗しょう症健診 | 計画 | 60       | 60    | 60      |
|          | 実績 | 49       | 58    | 26      |
| 歯周疾患     | 計画 | 100      | 100   | 100     |
|          | 実績 | 106      | 118   | 0       |

◎がん検診

がんの予防、早期発見、早期治療のために各種検診を実施し、受診率の向上のため、受診の必要性や内容についての広報活動を一層推進するとともに、家庭訪問等による受診勧奨を実施します。

単位：人、%

| 区分   |      |    | 実績     |       | 見込    |
|------|------|----|--------|-------|-------|
|      |      |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 胃がん  | 受診者数 | 計画 | 500    | 500   | 500   |
|      |      | 実績 | 403    | 355   | 356   |
|      | 受診率  | 計画 | 23.0%  | 23.0% | 23.0% |
|      |      | 実績 | 10.5%  | 9.5%  | 9.6%  |
| 大腸がん | 受診者数 | 計画 | 450    | 450   | 450   |
|      |      | 実績 | 493    | 454   | 459   |
|      | 受診率  | 計画 | 18.0%  | 18.0% | 18.0% |
|      |      | 実績 | 12.9%  | 12.9% | 12.9% |
| 肺がん  | 受診者数 | 計画 | 530    | 530   | 530   |
|      |      | 実績 | 493    | 462   | 482   |
|      | 受診率  | 計画 | 20.0%  | 20.0% | 20.0% |
|      |      | 実績 | 12.9%  | 12.4% | 13.0% |
| 乳がん  | 受診者数 | 計画 | 240    | 240   | 240   |
|      |      | 実績 | 331    | 293   | 286   |
|      | 受診率  | 計画 | 15.0%  | 15.0% | 15.0% |
|      |      | 実績 | 16.4%  | 14.7% | 14.4% |
| 子宮がん | 受診者数 | 計画 | 360    | 360   | 360   |
|      |      | 実績 | 332    | 285   | 258   |
|      | 受診率  | 計画 | 20.0%  | 20.0% | 20.0% |
|      |      | 実績 | 15.3%  | 13.3% | 12.2% |
| 大腸がん | 受給者数 | 計画 | 120    | 120   | 120   |
|      |      | 実績 | 107    | 86    | 72    |
|      | 受診率  | 計画 | 23.0%  | 23.0% | 23.0% |
|      |      | 実績 | 10.8%  | 9.2%  | 7.9%  |

## 工. 訪問指導

療養上の保健指導が必要である方及びその家族等に対して、保健師等が訪問のうえ、必要な指導を行い高齢者の実態把握に努めるとともに、これらの方に心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施します。

単位:人/年

| 区分   |    | 実績       |       | 見込      |
|------|----|----------|-------|---------|
|      |    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 訪問指導 | 計画 | 200      | 200   | 200     |
|      | 実績 | 198      | 218   | 250     |

## 才. 感染症予防

結核、インフルエンザ、肺炎球菌等危険な感染症から高齢者を守るために、健康診査やワクチン接種の推進に努めます。

### ◎結核検診

単位:回、人

| 区分  |    | 実績       |       | 見込      |
|-----|----|----------|-------|---------|
|     |    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 回数  | 計画 | 8        | 7     | 7       |
|     | 実績 | 24       | 23    | 43      |
| 延人員 | 計画 | 300      | 300   | 300     |
|     | 実績 | 310      | 311   | 212     |

### ◎インフルエンザ

単位:人

| 区分 |    | 実績       |       | 見込み     |
|----|----|----------|-------|---------|
|    |    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 回数 | 計画 | 900      | 900   | 900     |
|    | 実績 | 905      | 908   | 1,100   |

### ◎肺炎球菌予防接種（平成 23 年度より）

単位:人

| 区分 |    | 実績       |       | 見込み     |
|----|----|----------|-------|---------|
|    |    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 回数 | 計画 | 200      | 150   | 100     |
|    | 実績 | 128      | 91    | 60      |

#### (4) 高齢者の社会参加の推進

##### ① 学習等の提供

高齢者の社会能力のかん養、余暇時間の活用等のために、学習の場として「ことぶき学園」を開設しています。

高齢者が生きがいをもった楽しい生活を営むために、学習の場や機会を確保し、勉学や趣味の活動を展開することによって自己の向上と生きがいの創造を図ることができるよう、生涯学習活動を推進していきます。

| 区分        | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|-------|---------|
| ことぶき学園生徒数 | 153 人    | 139 人 | 135 人   |

##### ② 地域活動の充実

老人クラブは、各地区に組織されており、高齢者の知識や経験を活かして、多様な社会活動等を展開する自主的な組織として活動しています。

高齢者の参加を促すとともに、地域社会への積極的な参加や健康づくり活動、生きがい活動に主体的に取り組めるよう支援します。

| 区分   | 平成 30 年度       | 令和元年度          | 令和 2 年度        |
|------|----------------|----------------|----------------|
| 会員数等 | 8 クラブ<br>338 人 | 7 クラブ<br>259 人 | 7 クラブ<br>239 人 |

##### ③ 就労活動の充実

高齢者勤労センターは、高齢者の能力や経験を活かし、勤労を通じて社会への参加と生きがいの充実を図ることを目的として設立されました。

働く意欲のある高齢者が、その経験と能力を活かし、勤労を通じて社会への参加と生きがいの充実を図ることを目的に設立された高齢者勤労センターに対して、より多くの就労の場を提供する体制を整えられるように、事業の委託や補助金の交付等により支援します。

| 区分      | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---------|----------|-------|---------|
| 会 員 数   | 37       | 33    | 34      |
| 受 注 件 数 | 406      | 379   | 382     |
| 就労延べ日数  | 2,880    | 2,919 | 2,827   |

## (5) 認知症高齢者対策の推進

### ① 認知症についての普及・啓発

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識の普及・啓発を図ります。

### ② 相談・支援体制の充実

認知症になっても住み慣れた地域で生活するために、医療・介護の連携及び認知症である方とその家族への効果的な相談・支援体制づくりを推進するため、認知症地域支援推進員を配置し、必要なサービスを提供するための調整を行います。

また、認知症高齢者を早期に支援するため、専門医・専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、初期の支援を包括的・集中的に行うことで自立生活をサポートします。

### ③ サポート体制の充実

認知症等により行方不明となった方の身体・生命の安全を確保するため、関係機関や団体と連携し、SOSネットワークにより情報をメール配信して、早期に発見し保護できるよう、登録者の拡大等体制強化に努めます。

また、認知症サポーターのいるお店登録等、地域で見守る体制づくりを進めます。

## (6) 医療と介護の連携の推進

### ① 在宅医療の普及・啓発

在宅医療と在宅介護、看取りなどについての理解を深めるとともに、医療機関等と連携し、町民講演会を開催するなど、在宅介護の普及・啓発を図ります。

### ② 医療・介護従事者の研修

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築をめざし、多職種による研修会や会議の開催等、医療と介護の連携を推進します。

## 2 介護保険サービスの現状と見込み

介護保険制度の浸透とともに認定者も増加し、各サービスの利用状況や給付費は緩やかに増える傾向にあります。

本町にある社会資源は、サービスの種類が限られていることから、サービス基盤の整備や質の向上、情報の提供や相談体制の充実等に努め、基本理念のもと、保健・福祉・医療の連携により、高齢者が安心して暮らすことができるよう、町外の事業所の利用も推計し、第8期計画におけるサービスを見込みました。

### (1) 介護給付等サービス

#### ① 在宅サービス・介護予防サービス

##### ア. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や家事等の支援をするサービスです。

|    |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護 | 延人数 | 341    | 311   | 372   | 336   | 360   | 372   | 360   |
|    | 延回数 | 4,023  | 4,027 | 4,213 | 3,822 | 4,098 | 4,213 | 4,098 |

##### イ. 訪問入浴介護

介護職員等が自宅を訪問し、入浴を支援するサービスです。

|    |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護 | 延人数 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|    | 延回数 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |



ウ. 訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、療養管理や助言等をするサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 299    | 360   | 372   | 348   | 360   | 372   | 372   |
|      | 延回数 | 1,157  | 1,609 | 1,558 | 1,397 | 1,459 | 1,477 | 1,521 |
| 介護予防 | 延人数 | 94     | 116   | 108   | 108   | 108   | 132   | 132   |
|      | 延回数 | 336    | 416   | 436   | 436   | 436   | 535   | 535   |

エ. 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、機能訓練等をするサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 21     | 3     | 36    | 36    | 36    | 36    | 36    |
|      | 延回数 | 217    | 22    | 120   | 120   | 120   | 120   | 120   |
| 介護予防 | 延人数 | 31     | 19    | 36    | 36    | 36    | 36    | 36    |
|      | 延回数 | 575    | 400   | 612   | 530   | 530   | 530   | 530   |

オ. 居宅療養管理指導

医師や薬剤師等が自宅を訪問し、療養管理指導や助言をするサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 157    | 143   | 156   | 144   | 144   | 156   | 144   |
| 介護予防 | 延人数 | 18     | 19    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |

カ. 通所介護

デイサービスセンターに通い、食事・入浴等のサービスを受け、レクリエーション等を楽しむサービスです。

|    |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護 | 延人数 | 818    | 792   | 708   | 744   | 768   | 780   | 780   |
|    | 延回数 | 6,025  | 5,602 | 5,566 | 5,550 | 5,699 | 5,765 | 5,782 |

キ. 通所リハビリテーション

介護老人保健施設等に通い、機能訓練等を受けるサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 20     | 10    | 30    | 36    | 36    | 36    | 36    |
|      | 延回数 | 129    | 33    | 212   | 147   | 147   | 147   | 147   |
| 介護予防 | 延人数 | 29     | 17    | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    |

ク. 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設に短期間入所し、食事や入浴等の日常生活の支援を受けるサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 207    | 140   | 96    | 96    | 96    | 96    | 96    |
|      | 延日数 | 2,395  | 1,979 | 2,196 | 2,076 | 2,076 | 2,076 | 2,076 |
| 介護予防 | 延人数 | 6      | 9     | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |

ケ. 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所し、リハビリや食事、入浴等の日常生活の支援を受けるサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 53     | 90    | 60    | 72    | 72    | 72    | 72    |
|      | 延日数 | 791    | 1,022 | 937   | 962   | 962   | 962   | 962   |
| 介護予防 | 延人数 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|      | 延日数 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

コ. 特定施設入居者生活介護

養護老人ホームや有料老人ホーム等に入所し、食事や入浴等の日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 47     | 38    | 48    | 48    | 48    | 48    | 48    |
| 介護予防 | 延人数 | 11     | 22    | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    |

サ. 福祉用具貸与

介護用ベットや車いす等の福祉用具を貸与（レンタル）するサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 633    | 667   | 624   | 588   | 612   | 636   | 624   |
| 介護予防 | 延人数 | 344    | 301   | 336   | 360   | 360   | 384   | 372   |

シ. 福祉用具購入

入浴補助用具等の福祉用具にかかる購入費用の一部が支給されるサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 17     | 18    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 介護予防 | 延人数 | 4      | 8     | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |

ス. 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等、生活環境を整えるための住宅改修にかかる費用の一部が支給されるサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 17     | 21    | 36    | 24    | 24    | 24    | 24    |
| 介護予防 | 延人数 | 10     | 11    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |

セ. 居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン作成）

介護支援専門員（ケアマネージャー）が、要支援者・要介護者やその家族と相談しながら、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 1,135  | 1,335 | 1,296 | 1,200 | 1,260 | 1,284 | 1,308 |
| 介護予防 | 延人数 | 428    | 401   | 396   | 420   | 420   | 444   | 432   |

② 地域密着型サービス（グループホーム）

ア. 認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、共同生活をおくりながら、食事・入浴等の日常生活の支援を受けるサービスです。

|      |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護   | 延人数 | 104    | 108   | 132   | 132   | 132   | 132   | 132   |
| 介護予防 | 延人数 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

イ. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴等の支援を受けるサービスです。

|    |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護 | 延人数 | 5      | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |

ウ. 地域密着型通所介護

小規模な通所介護施設で、食事・入浴等の支援を受けるサービスです。

|    |     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護 | 延人数 | 150    | 150   | 108   | 108   | 108   | 108   | 108   |
|    | 延回数 | 1,964  | 1,998 | 1,837 | 1,819 | 1,819 | 1,819 | 1,819 |

③施設サービス

ア. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な要介護の方が、特別養護老人ホームにおいて食事・入浴等の日常生活の支援を受けるサービスです。現在整備されている1カ所・70名定員を維持し、高齢者の生活支援の充実を図ります。

|     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 延人数 | 805    | 814   | 852   | 864   | 864   | 876   | 912   |

イ. 介護老人保健施設

常に介護が必要な要介護の方が、介護老人保健施設において食事・入浴等の日常生活の支援を受けるサービスです。

|     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 延人数 | 260    | 233   | 180   | 180   | 180   | 180   | 204   |

ウ. 介護医療院

介護療養病床施設に代わり、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

|     | 実績     |       | 見込    | 計画    |       |       |       |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 延人数 | 0      | 0     | 0     | 84    | 84    | 84    | 84    |

## (2) 地域支援事業

### ① 介護予防・日常生活支援総合サービス

要支援及び要支援の認定を受けていない方が、基本チェックリストにより事業の対象となった場合に利用できるサービスです。

令和3年度より、要介護認定を受けた後でも、市町村の判断により総合サービスのサービスを受けることが可能になりました。要介護認定を受けた方においても、本人の状態及び希望により、サービスを適切に選択し、主体的に介護予防への取り組みが行うことができるように支援します。

今後とも、各サービスの利用状況を鑑みながら、新規事業の創出や内容の見直しを検討します。

|          |     | 見込    | 計画    |       |       |       |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 訪問型サービス  | 延人数 | 91    | 82    | 88    | 91    | 88    |
| 通所型サービス  | 延人数 | 143   | 150   | 155   | 157   | 157   |
| ミニデイサービス | 延人数 | 220   | 215   | 226   | 231   | 224   |

(3) 給付費用の見込み

1. 介護予防サービス

単位:千円

|                                  |                   | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|----------------------------------|-------------------|--------|--------|--------|
| 介護<br>予<br>防<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス | 介護予防訪問看護          | 3,076  | 3,078  | 3,774  |
|                                  | 介護予防訪問リハビリテーション   | 1,543  | 1,544  | 1,544  |
|                                  | 介護予防居宅療養管理指導      | 127    | 127    | 127    |
|                                  | 介護予防通所リハビリテーション   | 753    | 754    | 754    |
|                                  | 介護予防短期入所生活介護      | 321    | 321    | 321    |
|                                  | 介護予防短期入所療養介護(老健)  | 0      | 0      | 0      |
|                                  | 介護予防短期入所療養介護(病院等) | 0      | 0      | 0      |
|                                  | 介護予防福祉用具貸与        | 1,376  | 1,376  | 1,467  |
|                                  | 特定介護予防福祉用具購入費     | 270    | 270    | 270    |
|                                  | 介護予防住宅改修          | 875    | 875    | 875    |
|                                  | 介護予防特定施設入居者生活介護   | 1,841  | 1,842  | 1,842  |
| 密地<br>着<br>型<br>域                | 介護予防認知症対応型共同生活介護  | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防支援                           |                   | 1,851  | 1,852  | 1,958  |
| 合計                               |                   | 12,033 | 12,039 | 12,932 |

2. 介護サービス

|                            |                      | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|----------------------------|----------------------|---------|---------|---------|
| 居<br>宅<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス | 訪問介護                 | 13,057  | 14,016  | 14,375  |
|                            | 訪問入浴介護               | 0       | 0       | 0       |
|                            | 訪問看護                 | 9,741   | 10,174  | 10,276  |
|                            | 訪問リハビリテーション          | 342     | 344     | 344     |
|                            | 居宅療養管理指導             | 419     | 419     | 454     |
|                            | 通所介護                 | 37,199  | 38,261  | 38,818  |
|                            | 通所リハビリテーション          | 2,668   | 2,669   | 2,669   |
|                            | 短期入所生活介護             | 15,531  | 15,540  | 15,540  |
|                            | 短期入所療養介護(老健)         | 10,955  | 10,961  | 10,961  |
|                            | 短期入所療養介護(病院等)        | 0       | 0       | 0       |
|                            | 福祉用具貸与               | 5,728   | 5,932   | 6,272   |
|                            | 特定福祉用具購入費            | 612     | 612     | 612     |
|                            | 住宅改修費                | 2,739   | 2,739   | 2,739   |
|                            | 特定施設入居者生活介護          | 8,278   | 8,282   | 8,282   |
| 密地<br>着<br>型<br>域          | 認知症対応型共同生活介護         | 33,864  | 33,883  | 33,883  |
|                            | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 3,381   | 3,383   | 3,383   |
|                            | 地域密着型通所介護            | 14,770  | 14,778  | 14,778  |
| サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>設      | 介護老人福祉施設             | 223,841 | 223,965 | 227,197 |
|                            | 介護老人保健施設             | 46,114  | 46,139  | 46,139  |
|                            | 介護医療院                | 32,219  | 32,237  | 32,237  |
| 居宅介護支援                     |                      | 14,095  | 14,897  | 15,213  |
| 合 計                        |                      | 475,553 | 479,231 | 484,172 |

### 3. その他

|                  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|------------------|--------|--------|--------|
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 33,031 | 33,680 | 34,608 |
| 高額介護サービス等費       | 8,033  | 8,191  | 8,417  |
| 審査支払手数料          | 337    | 344    | 353    |
| その他費用計           | 41,401 | 42,215 | 43,378 |

### 4. 地域支援事業費

|                               | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費              | 12,323 | 11,743 | 12,471 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 | 36,476 | 36,694 | 36,915 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分)              | 3,676  | 3,698  | 3,720  |
| 地域支援事業費計                      | 52,475 | 52,135 | 53,106 |

### 5. 標準給付費

|                              | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|------------------------------|---------|---------|---------|
| 保険給付費計                       | 539,664 | 543,356 | 513,688 |
| 総給付費                         | 487,586 | 491,270 | 497,104 |
| 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額      | 0       | 0       | 0       |
| 特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響補正係数 | 0       | 0       | 0       |
| その他の給付                       | 52,078  | 52,086  | 52,097  |
| 地域支援事業費                      | 52,475  | 52,135  | 53,106  |
| 合計                           | 592,139 | 595,491 | 566,794 |

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。



## 第5 介護保険料

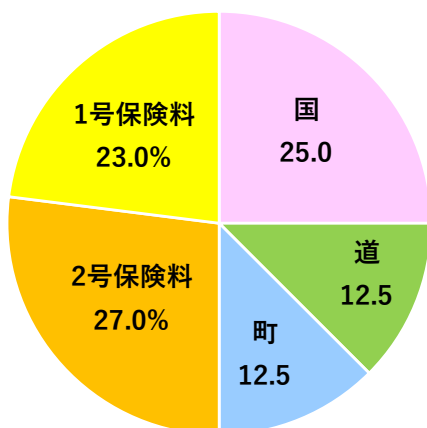
### 1 介護保険事業費の財源

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、介護給付費等の見込みを基に算定を行います。

介護保険等給付費に係る費用負担については、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で50%、国・北海道・町の公費で50%となっています。

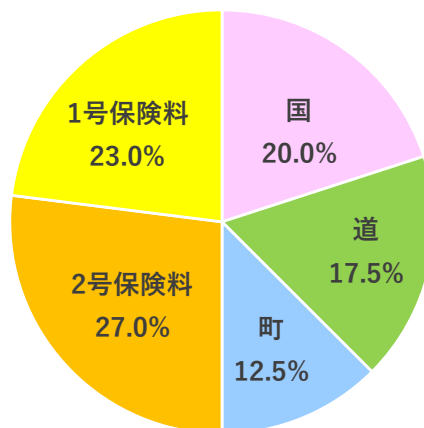
#### 介護給付費

(居宅分)



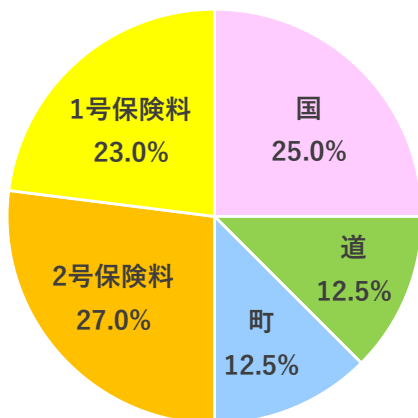
#### 介護給付費

(施設分)



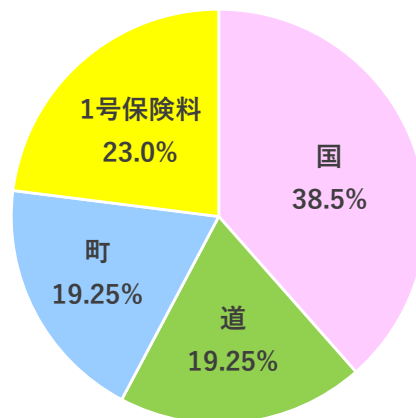
#### 地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業)



#### 地域支援事業費

(包括的支援事業・任意事業)



## 2 介護保険料

### 2 保険料の算出

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、3年間の介護保険事業に係る費用（標準給付費）の総額を基に、調整交付金及び介護給付費準備基金取崩額を除き、収納率等を加味し基準保険料を算出します。

#### ① 調整交付金の算出

単位：千円

|              | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 計       |
|--------------|--------|--------|--------|---------|
| 調整交付金相当額(5%) | 27,384 | 27,581 | 27,967 | 82,932  |
| 調整交付金見込交付割合  | 6.88%  | 6.78%  | 6.68%  |         |
| 調整交付金見込額     | 37,681 | 37,400 | 37,365 | 112,446 |

#### ② 介護給付費準備基金取崩額

単位：円

|              | 令和3年度      | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|------------|-------|-------|
| 介護給付費準備基金取崩額 | 39,290,000 |       |       |

#### ③ 収納率

|     | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|-------|-------|
| 収納率 | 99.95% |       |       |

#### ④ 段階別保険料と被保険者数

|            | 負担割合 | 保険料    |          | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|------------|------|--------|----------|--------|--------|--------|
|            |      | 月額     | 年額       |        |        |        |
| 第1段階       | 0.50 | 2,600円 | 31,200円  | 248人   | 245人   | 245人   |
| 第2段階       | 0.65 | 3,380円 | 40,600円  | 160人   | 159人   | 158人   |
| 第3段階       | 0.75 | 3,900円 | 46,800円  | 142人   | 142人   | 141人   |
| 第4段階       | 0.90 | 4,680円 | 56,200円  | 197人   | 195人   | 194人   |
| 第5段階       | 1.00 | 5,200円 | 62,400円  | 312人   | 311人   | 308人   |
| 第6段階       | 1.20 | 6,240円 | 74,900円  | 312人   | 311人   | 308人   |
| 第7段階       | 1.30 | 6,760円 | 81,100円  | 208人   | 207人   | 207人   |
| 第8段階       | 1.50 | 7,800円 | 93,600円  | 98人    | 98人    | 97人    |
| 第9段階       | 1.70 | 8,840円 | 106,100円 | 106人   | 105人   | 104人   |
| 計          |      |        |          | 1,783人 | 1,773人 | 1,762人 |
| 補正後被保険者数   |      |        |          | 1,812人 | 1,803人 | 1,790人 |
| 補正後被保険者数合計 |      |        |          | 5,405人 |        |        |

⑤ 介護保険料基準額の推移

|       | 第1期<br>(H12-H14) | 第2期<br>(H15-H17) | 第3期<br>(H18-H20) | 第4期<br>(H21-H23) | 第5期<br>(H24-H26) | 第6期<br>(H27-H29) | 第7期<br>(H30-H32) | 第8期<br>(R3-R5) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 月額(円) | 3,010            | 3,050            | 2,950            | 2,950            | 3,500            | 4,300            | 4,800            | 5,200          |

⑥ 保険料の考え方

第1段階から第3段階の負担割合は、国の保険料軽減対策を勘案した割合です。

| 区分           | 対象  | 負担割合                 |
|--------------|---|----------------------|
| 第1段階         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給者されている方の方</li> <li>・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方かつ本人の年金収入等が80万円以下の方</li> </ul> | 基準額×0.30<br>(保険料軽減後) |
| 第2段階         | 世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方  | 基準額×0.50<br>(保険料軽減後) |
| 第3段階         | 世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方   | 基準額×0.70<br>(保険料軽減後) |
| 第4段階         | 同一世帯に町民税課税されている方がいるが、本人は町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方  | 基準額×0.90             |
| 第5段階<br>(基準) | 同一世帯に町民税課税されている方がいるが、本人は町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方   | 基準額×1.00             |
| 第6段階         | 本人が町民税課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円未満の方   | 基準額×1.20             |
| 第7段階         | 本人が町民税課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以上210万円未満の方  | 基準額×1.30             |
| 第8段階         | 本人が町民税課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が210万円以上320万円未満の方  | 基準額×1.50             |
| 第9段階         | ・本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方   | 基準額×1.70             |

## 第6 計画推進に向けて

### 1 推進体制

---

計画の事業推進については、保健・医療・福祉の関係者や被保険者の代表等により構成する「介護保険運営審議会」において、確認や評価を行うとともに、課題への対応等、計画の適切な進捗管理を行います。

### 2 高齢者施策を行う他の部門との連携

---

#### ・重層的支援体制整備事業

社会福祉法改正において創設された重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することを目的としています。

本町においても、介護保険を含む高齢分野、障がい分野、子ども分野、生活困窮分野等を横断した、従来の支援体制では対応が困難であった複合課題や狭間のニーズの発生に備え、当面、各分野の相談支援等を行う機関の連携を強化するとともに、重層的支援体制整備について調査・研究し、地域の実情にあった事業の検討を進めます。